

令和6年度 フェスタ看護事業実施要綱

1 目的

本事業は、「看護の日」及び「看護週間」を中心に、「看護の心」の普及啓発を通じて、県民一人ひとりの看護についての関心と理解を深めるとともに、看護の明るいイメージづくりを図ることにより、看護職員への就業を促進し、県民の生命を守る良質な保健医療の提供に寄与することを目的とする。

2 主催

フェスタ看護実行委員会

(構成：山梨県、公益社団法人山梨県看護協会、一般社団法人日本精神科看護協会山梨県支部)

3 共催

公益財団法人 長田ふるさと財団

4 後援

NHK甲府放送局 山梨放送 山梨日日新聞社 テレビ山梨 エフエム富士

5 期間

看護の日 令和6年5月12日(日)

看護週間 令和6年5月12日(日)～18日(土)を中心に実施する。

6 テーマ

「5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に」

7 実施事業

フェスタ看護における主な事業は、次のとおりとし、具体的な内容については、それぞれの実施要領によるものとする。

(1) 第46回山梨県看護大会

① 日時 令和6年5月17日(金)午後2時～4時30分

② 会場 リッチダイヤモンド総合会館(甲府市総合市民会館)芸術ホール

(2) 看護の心普及啓発事業(期日：5月～8月)

事業名	実施場所	対象
一日まちの保健室	各地区病院、公民館、最寄りの駅、スーパーマーケット等、各地区で選定した施設	地域住民
一般県民への普及キャンペーン	甲府駅北口ペDESTリアンデッキへの広報看板設置、県立図書館での企画展示	一般県民
みんなで話そう-看護の出前授業	各学校	県内小・中学生・高校生
看護学生から高校生後輩へのメッセージ発信	各保健所・支所および各高校等へ配布	高校生

(3) 病院訪問事業(看護を知ろう！病院訪問)

① 実施期間 令和6年5月から令和7年3月

② 場所 各実施病院

③ 対象者 小・中学生・高校生・一般

8 フェスタ看護関連事業：高校生を対象にした「一日看護師」の実施

第46回 山梨県看護大会開催要領

1 趣 旨

フェスタ看護事業の一環として、県内の看護職員と県民が集い、広く県民に看護についての理解と関心を深めるとともに、看護に対する社会的評価の向上を図ることを目的として開催する。

2 主 催

山梨県
公益社団法人山梨県看護協会、
一般社団法人日本精神科看護協会山梨県支部
公益財団法人 長田ふるさと財団

3 後 援

NHK甲府放送局 山梨日日新聞社 山梨放送 テレビ山梨 エフエム富士

4 日 時

令和6年5月17日（金）午後2時から4時30分 （受付午後1時～1時50分）

5 場 所

甲府市総合市民会館 芸術ホール
甲府市青沼3丁目5-44 TEL：055-231-1951

6 内 容

(1) 看護大会記念式典 午後2時から午後3時

- 看護功労者知事表彰 : 山梨県
- 県民の看護師さん表彰 : 公益財団法人 長田ふるさと財団

(2) 記念講演 午後3時から午後4時30分

講師：看護師・僧侶 玉置 妙憂 氏

「看護職へのエール！～セルフスピリチュアルケアのすすめ～」

令和6年度 看護の心普及啓発事業実施要領

1 趣 旨

フェスタ看護の事業の一環として、県民に対し「看護の心」の普及啓発を図り、看護についての理解と関心を深めることを目的として実施する。

2 期 日

令和6年5月～8月

(一日まちの保健室は、各地区の行事やイベント等の時期を踏まえ通年での設定可)

3 運営方法

看護団体の代表者、看護師等就業協力員及び各保健福祉事務所（保健所）職員からなる各地区実行委員会を設置し実施する。

各地区実行委員会の組織運営については、保健福祉事務所（保健所）ごとに定める。

4 実施事業

(1) 「一日まちの保健室」

① 趣 旨

看護職員が、地域住民の健康を守り、その人らしく、より良い生活ができるように常に身近に寄り添っていることを、公共の場においてアピールすることを目的として実施する。

② 対 象 者

地域住民

③ 実施場所

各地区の公民館、集会施設、学校等

④ 実施方法

ア 住民が、気軽に立ち寄り相談ができ、癒しとケアの心を感じる場や機会となるよう各保健所管内ごと創意工夫して行う。

イ 事業実施計画書及び実施報告書はフェスタ看護実行委員会に提出する。

(2) 「みんなで話そうー看護の出前授業」

① 趣 旨

県内の小・中学生及び高校生を対象に、「看護とは」「看護の仕事」「看護への道」「命の大切さ」についての理解と関心を促すとともに、教育機関との連携を深め、看護の普及啓発を目的として実施する。

② 対 象 者

県内の小・中学生及び高校生

③ 実施場所

各学校、学校近くの施設等

④ 実施方法

日本看護協会の「みんなで話そうー看護の出前授業」に準じて実施する。

令和4年度より、日本看護協会が日本教育新聞社に委託しないこととなり、各県独自で実施することとなった。

ア 山梨県看護協会は、県内小中学・高校の希望を取りまとめる。

イ 山梨県看護協会は、各地区実行委員会(地区支担当)に希望校の連絡を入れる。

ウ 各地区実行委員会で「看護とは」「看護の仕事」「看護への道」「命の大切さ」等をテーマとした出前授業（フェスタ看護「一日まちの保健室」「みんなで話そうー看護の出前事業」実施の手引き）の講師にあたる会員を選定し、フェスタ看護実行委員会が講師リストを作成する。

エ 希望校との日程、内容及び講師決定はフェスタ看護実行委員会・地区実行委員及び学校の3機関が連絡調整をして行う。

オ 講師派遣依頼文は、学校と該当各地区実行委員会との話し合いで決める。

カ 講師料は、原則として無報酬とする。

キ 交通費・資料代は、学校とフェスタ看護実行委員会又は各地区実行委員会との

話し合いで決める。

ク 事業を実施後、フェスタ看護実行委員会は、看護協会を經由して、日本看護協会へ実施報告書を提出する。

※県内小中高校から、各地区実行委員会へ直接依頼があった場合は、フェスタ看護実行委員会(看護協会事務局)に報告する。

(3) 「一般県民への普及事業」

① 趣 旨

県民が、看護についての理解と関心を深めることを目的とし、「看護の心」の普及キャンペーンを実施する。

② 対象者 一般県民

③ 事業内容

・キャンペーングッズの配布

(各地区の病院・最寄りの駅・各高等学校・中学校・スーパーマーケット等において、各地区実行委員会が次の要領で配布)

ア PR用配布グッズは、フェスタ看護実行員会で調達し、各地区実行委員会に配布する。

イ PR用配布グッズの活用などは、看護への関心を高められるよう創意工夫する。

ウ 一般県民への普及キャンペーンは、各地区で話し合い「一日まちの保健室」などで行うこともできる。

エ 事業実施計画書及び実施報告書はフェスタ看護実行委員会に提出する。

・甲府駅北口ペDESTリアンデッキへのPR看板の設置 5月13日～5月20日
(ナイチンゲールの功績を記したパネルと、看護週間PRポスターを甲府駅北口ペDESTリアンデッキ内に設置)

・県立図書館において看護関係図書の企画展開催 5月1日～5月15日
(山梨県立図書館に依頼し、館内情報サテライト等により、看護関係図書を展示するとともにPRポスターを掲示)

・県庁舎ライトアップ 5月13日～5月16日

(4) 「看護学生から高校生後輩へのメッセージ発信」

① 主 旨

看護のこころ普及キャンペーンの一環として、看護学生から看護師を目指す高校生への広報として、直筆メッセージを送る。

② 対象者

県内高校生

③ 実施場所

各保健所・支所および各高校等へ配布

④ 実施方法

ア フェスタ看護実行委員長名で看護師等学校養成所にメッセージの送付を依頼する。

イ 看護師等学校養成所の教員を通じ、看護学生へ投げかけをしてもらい、取りまとめたものをフェスタ看護実行委員会(医務課)に送付してもらう。

ウ 看護師等学校養成所より送付されたメッセージを県内高校分コピーして各保健福祉事務所及び各高等学校等へ配布する。進路指導担当教員を通し高校生に活用してもらうよう依頼する。

令和6年度 病院訪問事業（看護を知ろう！病院訪問） 実施要領

1 趣 旨

フェスタ看護事業の一環として、県内の病院において、職場見学を受け入れ看護現場の状況を公開することにより、看護の心や、生命の尊さなど、看護についての理解と関心を深めるとともに、看護の明るいイメージづくりを図り、将来看護を志す動機付けの一助とすることを目的として実施する。

2 実施主体 フェスタ看護実行委員会

3 対 象 小・中学生、高校生及び一般県民

4 期 間 令和6年5月～令和7年3月

5 実施場所 実施病院

6 実施内容 看護の心や、生命の尊さなど、看護についての理解と関心を深めるとともに、看護の明るいイメージづくりを図り、将来看護を志す動機付けの機会を提供する場とする。

*職場見学・体験、インターシップ等の場も含める。

(ただし、一日看護師事業の実績は含まない)

7 参加申し込み

参加希望者は希望の実施病院へ学校単位及び各自で直接申し込む。

8 実施方法

(1) 実施病院を募集し、取りまとめる。

※県内60病院を対象に受入の可否・希望実施日、受入人数等を把握する。

(2) 実施病院、実施方法等周知

※小・中学校、高等学校へは通知で知らせる。その他ポスター、県政広報ふれあい、山梨県や看護協会のホームページへの掲載にて周知する。

(3) 実施病院は、各病院の特徴を生かし、創意工夫して行う。

(4) 実施病院は、事業終了後実施報告書（別紙）を医務課へ提出する。

フェスタ看護関連事業 令和6年度「一日看護師」実施要領

1 趣 旨

看護普及事業の一環として、県内の高等学校の生徒を対象に現場の看護にふれる体験を通し、看護に対する正しい知識と理解を深めてもらうことにより、看護職員を志す契機とすることを目的として実施する。

2 実施主体 山梨県

3 対 象 県内の高等学校に在籍する看護体験未経験者とし、看護に興味のある2・3年生を優先とする（実施に当たっては、まず3年生を優先し、定員に余裕のある場合に2年生も対象とする）

4 人 員 330人（予定） ※486人（令和元年度実績） ※令和2～4年度実績：COVID-19感染拡大のため実績なし

5 期 間 令和6年6月～8月

6 時間及び内容 午前8時30分から午後4時 （受入病院の状況で時間を短縮して実施することも可） 内容に病院の概要説明、座談会などを盛り込む。

7 実施病院 県内各病院で受け入れ可能な施設

8 座談会

保健福祉事務所ごとに実施する。

出席予定者 高等学校：参加生徒・学校関係職員等
実習病院関係者
各保健福祉事務所関係者

9 参加申し込み

各高等学校にて参加希望生徒を取りまとめ、各保健福祉事務所へ申し込むものとする。

10 計画書及び報告書の提出

事業の実施に際し、保健福祉事務所は事業計画書及び実施報告書を医務課へ提出する。

11 災害等の対応

- ・保健福祉事務所は、災害等発生時（警報の発令など予想される場合を含む）の事業実施・中止の判断を行う。
- ・実習病院は、災害発生時には参加生徒の安否確認を行い、高等学校に連絡する。
- ・高等学校は、災害発生時の帰宅方法などの対応を参加生徒と保護者が事前に共有しておくよう指導する。

12 その他

一日看護師の参加高校生等を対象に「看護の心」体験発表と進路相談会を山梨県ナースセンター事業の中で実施する。

*進路相談会・・・看護大学、専門学校などへの進路相談、看護関係の職業についての相談を受ける。

*看護の心体験発表会・講演会・・・一日看護師体験の感想等を発表する。